

鹿児島工業高等専門学校学生準則

第1章 誓約書

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう心がけねばならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により、保護者等が連署した入学誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新たに保護者等となる者を定めて、別記第2号の様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 本校の学生は、第1学年と第4学年の初めに、また、専攻科生は第1学年の初めに、学生証の交付を受けて通学・旅行等には常時携帯し、求められた場合には、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証はその有効期間を終了したとき又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又は毀損したときには別記第3号の様式により直ちに校長に届出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は疾病その他の事由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、校長に、別記第4号の様式による休学願を

提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学したものが休学の事由がなくなったことにより、復学しようとするときは、別記第5号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学しようとするときは、別記第6号の様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は改氏名その他一身上の異動があったときは、別記第7号の様式により直ちに校長に届け出なければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第8号の様式による住居変更届を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席又は欠課しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任に、別記第9号の様式による欠課届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。専攻科生については、1週間未満の欠席については届けを要しない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、欠課届に医師の診断書を添えるものとする。

第14条 父母近親の喪に服するときは、別記第10号の様式による公欠・忌引届を学級担任又は専攻長を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。ただし、葬儀のため、遠隔地への旅行を要するときは、その往復日数を忌引の期間に加える場合がある。

第4章 服装

第15条 学生は通学時には、標準服または標準服以外の服のいずれでも着用することができる。

2 標準服及び徽章の制定については別表のとおりとする。

3 特に学校が指示した場合は、それに従うものとする。

4 学生は学内外のいずれにおいても、学生としての自覚の下に品位をそこなわない服装

を心掛ける。

第5章 健康診断

第16条 学生は毎年の定期又は臨時の健康診断、及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会は学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門学校教育の目的達成に資することを目的とする。

第20条 学生会は前条の目的を実現するため次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学生生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに公民としての資質を向上させる。

第21条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに法令及び学則・学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、校内の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に参加すること。
- (4) 学生会は会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても個人の思想・良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上、必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合にかぎり、学外団体に加盟することができるものと

する。

第 22 条 学生会は学生全員をもって組織するものとする。

2 学生は入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 23 条 学生会に総会、評議会、学級会、執行委員会、専門委員会、局及び部に会計監査員を置く。

2 総会は少なくとも年 2 回開催するものとする。

3 評議会は学級より選出された評議員及び総務、学生会執行委員、各種委員会委員長、局長並びに会計監査員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 学生会執行委員のうち会長・副会長は立候補による総選挙により選出し、その他の委員は会長が委嘱して、それぞれ学生会の事務を処理する。

5 局の構成は文化局、体育局、風紀局、環境局、交通局、報道局及び総務局とする。

6 局をその活動内容に応じて部及び同好会に分ける。

7 学生はその希望によって、部又は同好会に所属するものとする。

第 24 条 学生会は規約を制定して、学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中に少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 構成

(4) 組織

(5) 役員の種類及びその任務

(6) 総会・評議会の機能と権限

(7) 局及び部・同好会の種類とそれらの機能

(8) 会費に関する事。

(9) 会計に関する事。

(10) 指導教員に関する事。

(11) 会議の招集に関する事。

(12) 部・同好会活動の連絡調整に関する事。

(13) 選挙に関する事。

(14) 会議、各部、会計、選挙等の細則に関する事。

(15) 事業計画及び予算・決算に関する事。

(16) 規約の改正に関する事。

第 25 条 学生会は、毎年度事業計画書及び収支決算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第 26 条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が統括する。

- 2 各部及び各同好会にそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は校長が命じ、学生主事の統括のもとに部又は同好会の活動の指導にあたる。
- 4 学生会の予算は部に対して計上し、同好会には計上しない。

第 27 条 学生が学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上の署名捺印のうえ学生主事を経て校長に別記第 11 号の様式による学生団体結成願を提出してその許可を受けなければならない。

第 28 条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずる場合がある。

第 29 条 学生の団体が本校名を使用して学外団体に加入しようとするときは、当該学外団体の目的・規約及び役員に関する事項並びに加入の目的を記載した文書を添え、学生主事を経て校長に別記第 12 号の様式による学外団体加入願を提出し、その許可を受けなければならない。

第 30 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消す場合がある。

第 7 章 集会及び施設設備使用

第 31 条 学生及び学生の団体が集会、催物その他の行事を学内において行う場合、又は、学外において本校名を使用して行う場合、若しくは学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、校長の許可を受けなければならない。

- 2 許可の願い出は、次の各号のいずれかにより、責任代表者が集会・行事・施設設備使用許可願を 1 週間以前に学生主事を経て校長に提出しなければならない。ただし、学内において日常その使用を認められた施設設備をその認められた目的で使用する場合及び公欠の場合はこの限りでない。

- (1) 学内において行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加学生名等を別記第 13 号 A 様式の許可願に記入する。また、学外者も参加するときは、その団体名、団体代表者名、参加人数等も併記する。

- (2) 学外において本校名を使用して行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加学生名等を別記第 13 号 B 様式の許可願に記入する。また、学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、当該主催団体の名称及び責任者名、行事等の目的、日時、場所等並びに参加する者の責任者、参加学生名等を別記第 13 号 B 様式の許可願に記入する。

第 32 条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

- 2 学生又はその団体が、本校の施設設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は破損したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第 8 章 印刷物の配布及び販売

第 33 条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、雑誌、新聞、パンフレット、その他の印刷物を発行、配布又は販売しようとするときは、別記第 14 号の様式により当該印刷物 2 部を添えて学生主事を経て校長に提出しその許可を受けなければならない。

第 9 章 掲示

第 34 条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、別記第 15 号の様式により当該掲示物の写を添えて、学生主事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学内に掲示するときは本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第 10 章 雑則

第 35 条 本則施行に際して必要あるときは、施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 61 年 5 月 30 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 5 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 7 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 11 年 6 月 18 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 17 年 4 月 22 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この準則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2 項別表に定める学科章のうち、土木工学科については、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成 26 年 3 月 31 日）において廃止するものとする。

附 則

この準則は、平成 22 年 7 月 23 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 28 年 2 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この準則は、令和8年4月1日から施行する。

2 第15条第2項別表に定める学科章等については、改正後の規定にかかわらず、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科及び都市環境デザイン工学科は、令和8年3月31日に本校に在学する者及び令和8年4月1日以後において、在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者が本校に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

標準服及び徽章

学生準則第 15 条に基づく標準服及び徽章は下記のとおりとする。

1 標準服（本校指定のもの）

(1) 男子服（冬服）

黒色詰えり学生服に本校のボタン、右襟に「学生章」をつける。

(2) 男子服（夏服）

上……白色、半袖シャツ

下……黒色、学生ズボン

(3) 女子服（冬服・合服）

スカート・スラックス……グレー

ブラウス……白色・長袖とする。

ブレザー……濃紺

リボン……エンジ

右襟に「学生章」をつける。

(4) 女子服（夏服）

スカート・スラックス……グレー

ブラウス……白色・半袖とする。

2 徽章

(1) 学生章

紋様は別表のとおりとする。

徽 章

学生章



(第1号様式)

入学誓約書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

____年 ____月 ____日

鹿児島工業高等専門学校

本科 創造デザイン工学科 ____類

専攻科 _____専攻

氏名 _____ (自署)

ふりがな _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

本籍地 _____都・道・府・県

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに届け出ます。

(保護者等)

住所 〒 _____

学生との関係 _____

氏名 _____ (自署)

ふりがな _____

緊急連絡 _____

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(第2号様式)

担任又は専攻長

保護者等 変更届

_____年 ____月 ____日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本 科 _____工学科 _____年
類 _____コース

専攻科 _____専 攻 _____年

学籍番号 _____

氏 名 _____ (自署)

下記のとおり変更したので、誓約とともに届け出ます。

記

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

_____年 ____月 ____日

住 所 〒 _____

学生との関係 _____

氏 名 _____ (自署)

ふりがな _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

緊急連絡先 _____

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(第3号様式)

学生証再交付願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本 科 _____ 工学科 _____ 年
_____ 類 _____ コース

専 攻 科 _____ 専 攻 _____ 年

学籍番号 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

下記の事由により学生証を 紛失 汚損 しましたので再交付をお願いします。

記

1. 紛失 した事由
汚損

2. 紛失 した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
汚損

3. 学生証番号 _____

(第4号様式)

類長又は学科長 又は専攻科長	担任又は専攻長

休 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本 科 _____ 工学科 _____ 年
_____ 類 _____ コース
専攻科 _____ 工学専攻 _____ 年
学籍番号 _____

氏 名 _____ (自署)

保護者等(学生との関係) _____
(〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

下記事由により休学したいので、許可くださるようお願いします。

記

1. 休学の理由

2. 休学の期間

年 月 日から
年 月 日まで

(備考)

1. 病気の場合は医師の診断書を添付すること。
2. 病気以外の場合は詳細な事由書を添付すること。

(第5号様式)

類長又は学科長 又は専攻科長	担任又は専攻長

復 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本 科 _____ 工学科 _____ 年
_____ 類 _____ コース
専攻科 _____ 工学専攻 _____ 年
学籍番号 _____

氏 名 _____ (自署)

保護者等(学生との関係) _____
(〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

下記のとおり休学中のところ _____ 年 月 日から復学したいので、
許可くださるようお願いいたします。

記

1. 理由

2. 休学の期間 _____ 年 月 日から
_____ 年 月 日まで

(備考)

1. 病気による休学の場合は復学に支障ない旨の医師の診断書を添付すること。
2. 休学期間満了とともに復学しようとする者も復学願を提出すること。

(第6号様式)

類長又は学科長 又は専攻科長	担任又は専攻長

退 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本 科 _____ 工学科 _____ 年
_____ 類 _____ コース
専攻科 _____ 工学専攻 _____ 年
学籍番号 _____

氏 名 _____ (自署)

保護者等(学生との関係) _____
(〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

下記事由により退学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 退学の理由

2. _____ 年 月 日付

(第7号様式)

担任又は専攻長

身上異動届

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本科 _____ 工学科 _____ 年
類 _____ コース _____
専攻科 _____ 工学専攻 _____ 年
学籍番号 _____

氏名 _____ (自署)

下記のとおり一身上に異動がありましたので、届け出ます。

記

異動の内容

1 改氏名

旧氏名

改正氏名 (ふりがな)

2 転籍

旧本籍

都・道・府・県

新本籍

都・道・府・県

3 その他

(備考) 戸籍抄本を添付すること。

(第8号様式)

担任又は専攻長

住居変更届

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

本科 _____ 工学科 _____ 年
類 _____ コース _____
専攻科 _____ 工学専攻 _____ 年
学籍番号 _____

氏名 _____ (自署)

下記のとおり住居を変更しましたので、届け出ます。

記

1. 変更人 本人・保護者等とも 本人のみ 保護者等のみ

2. 変更年月日 年 月 日

3. 旧住所 〒 _____

3. 新住所 〒 _____

TEL (_____) _____

欠 課 届

担任印

学級担任 殿

年 月 日

_____工学科 _____年 学籍番号_____

_____類 _____コース 氏 名 _____

私は、下記の通り、欠課します（しました）のでお届けいたします。

1. 事 由

2. 日 時

月	日		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	欠課時数計
		授業科目名									時間
		曜	担当教員印								
月	日		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	欠課時数計
		授業科目名									時間
		曜	担当教員印								
月	日		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	欠課時数計
		授業科目名									時間
		曜	担当教員印								
月	日		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	欠課時数計
		授業科目名									時間
		曜	担当教員印								
											欠課時数合計
											時間

注. 事前に届ける場合は、授業担当者の印は不要。

欠課届記入要領等

1. 欠課（欠席）をしなければならない時は、この様式により事前に担任に届け出なければならない。
事前に届け出ることが出来なかった場合は、事後速やかに届け出ること。
緊急の場合は、電話等で担任に連絡することが望ましい。
2. 提出期限は、欠課後出席した日から遅くとも7日以内とする。
病気で1週間以上連続して休む場合は、通院証明または診断書等を添付すること。
3. 特別活動、学校行事は、授業担当者の欄は担任教員とする。
4. 公欠、忌引による欠課は、別紙様式で教務係へ届け出ること。
5. 非常勤講師等の授業を欠課した場合で、出席した日から7日以内に、つぎの講義が予定されていないときは、そのまま学級担任に提出し、その旨申し述べること。

(第10号様式)

公欠・忌引届 (A)

(教務係提出用)

担任(専攻長)印

鹿児島工業高等専門学校長 殿

提出日 ()年 ()月 ()日
 学科・専攻名 () 工学科・専攻
 類・コース名 ()類 ()コース
 学年・出席番号()年()番
 氏名 ()

下記の事由により、(公欠・忌引)しましたのでお届けします。

1. 公欠の事由

2. 忌引の内容

・大会出場 ・就職試験 ・入学試験 ・列車等遅延 ・その他 _____ *大会の場合クラブ名〔 _____ 〕	・亡くなられた方 _____ ・事実年月日 _____ 月 _____ 日 ・本人との続柄 [_____]
---	---

3. 公欠又は忌引した日付・曜日・科目名・担当教員名

時限		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	時数小計
日付・曜日	科目名									
	曜日	教員名								時間
／	科目名									
	曜日	教員名								時間
／	科目名									
	曜日	教員名								時間
／	科目名									
	曜日	教員名								時間
／	科目名									
	曜日	教員名								時間

提出期限
手続手順

公欠・忌引届(A)は事後1週間以内、公欠・忌引届(B)は事後2週間以内
 ①公欠・忌引届(A)および(B)に必要事項を記入する。
 *公欠の場合、試験の案内・遅延証明書・診断書の写等を添付する。
 ②公欠・忌引届(A)および(B)を教務係に提出する。そのとき、(B)票に教務係確認印をもらう。
 ③公欠・忌引届(B)を担当教員へ提出する。

時数合計

時間

注意事項

公欠・忌引届(A),(B)を提出しなければ欠課として扱われます。
 特別な理由もなく提出期限を守らない場合は受理されないことがあります。

(第 11 号様式)

学 生 団 体 結 成 願

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

責任代表者

本科 _____ 工学科 _____ 年

____ 類 _____ コース _____ 年

氏 名 _____

本科 _____ 工学科 _____ 年

____ 類 _____ コース _____ 年

氏 名 _____

本科 _____ 工学科 _____ 年

____ 類 _____ コース _____ 年

氏 名 _____

下記のとおり学生団体を結成したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体の名称
- 2 目 的
- 3 組 織
- 4 結成年月日 令和 年 月 日
- 5 活 動 場 所
- 6 指 導 教 員
- 7 団 体 規 約 (別添)
- 8 会 員 名 簿 (別添)

(備考) 責任代表者 2 名以上が署名捺印すること。

(第 12 号様式)

学 外 団 体 加 入 願

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

責任代表者

本科 _____ 工学科 _____ 年
____ 類 _____ コース _____ 年
氏 名 _____

下記のとおり学外団体に加入したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 学外団体の名称
- 2 学外団体の所在地 (加入の場所)
- 3 学外団体の目的、規約及び役員に関する事項 (別添)
- 4 加入の目的 (別添)
- 5 加入の期日 令和 年 月 日

(第13号A様式)

校長	事務部長	学生主事	学生課長	課長補佐	学生係長	関係主事補	学生係

受付

令和 年 月 日

(施設関係)

体育教員	教務係長

(使用団体関係)

学科長/類長	担任教員	指導教員

許可

令和 年 月 日

集会・行事・施設設備使用許可願 (学内用)

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

責任代表者

工学科 年 氏名
コース 年 氏名

同席する指導教員

氏名

下記のとおり、集会・行事をいたしたいので施設設備の使用を併せてご許可くださるようお願いします。

記

集会・行事の名称	令和 年 月 日 時 分から 同日 時 分まで
	日時 令和 年 月 日 時 分から 同日 時 分まで
目的	
主催団体等の名称	
使用する施設設備の名称	
参加学生の所属氏名 (2M 山田 太郎 のように書く。)	
本校学生及び教職員以外の参加者 (学外参加者) の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

学外参加者の内容	<input type="checkbox"/> コーチ、審判 <input type="checkbox"/> 先輩 <input type="checkbox"/> 旧教職員 <input type="checkbox"/> 他学校の学生生徒及び引率教員 <input type="checkbox"/> その他		
他学校の学生 生徒及び 引率教員の内容			
その他の内容			
予備記入欄			

※記入上の注意事項

1. 学外参加者の内容については、状況に応じ、指導教員に記入してもらうこと。
2. 学生係に提出する前に、施設関係及び団体関係の印をもらうこと。
 - ア. 施設関係は、使用する施設が体育施設のときは体育教員代表（ 先生）の、校舎のときは教務係長の、寮建物のときは寮務係長の、図書館のときは、図書係長の印をもらうこと。
 - イ. 団体関係は、学級集会等は学科長と担任教員の、クラブ・同好会関係は指導教員の印をもらうこと。
3. 2とは別に、学生会関係は学生主事の印を、寮生会関係は寮務主事の印を（関係主事主任のところに）学生係に提出する前にもらっておくこと。
4. 2・3について教員不在で印をもらえないときは、学生係にその旨申し出て、提出すること。
5. 学外参加者があるときは、2, 3の印をもらう前にあらかじめ学生係に、この用紙で願出てよいかどうか聞くこと。

(第13号B様式)

校長	学生主事	学生課長	課長補佐	学生係長	学科長/類長	担任教員	指導教員	関係主事・主事補・係等

集会・行事・許可願（学外用）

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

責任代表者 工学科 年 氏名
類 コース 年 氏名

引率教員（引率する場合のみ） 氏名

引率教員（引率する場合のみ） 氏名

下記のとおり、集会・行事をいたしますのでご許可くださるようお願いします。

集会・行事の名称												
日	時	令和	年	月	日	時	分	～	同日	時	分	まで
		令和	年	月	日	時	分	～	同日	時	分	まで
目 的												
主 催 者												
場 所												
参加学生の所属氏名（2M 山田太郎 のように書く。書ききれない時は別紙）												
学校の備品の貸出しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												

校内で行う集会・行事は、集会・行事・施設設備使用許可の用紙を使うこと。

(第14号様式)

校長	事務部長	学生主事	指導教員	学生課長	課長補佐	係長	係

印刷物配布・販売許可願

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

願出責任者

工学科 年

____類_____コース____年

氏名

下記のとおり印刷物を配布・販売したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 印刷物（2部添付）

2. 目的及び対象者

3. 配布・販売所

4. 価格

(第15号様式)

校長	事務部長	学生主事	指導教員	学生課長	課長補佐	係長	係

掲示許可願

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

願出責任者

工学科 年

____類 _____コース ____年

氏名

下記のとおり掲示したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 掲示物及び写 (添付)

2. 目的及び対象者

3. 掲示の場所

校内 (本校所定の掲示場)

校外